

相手国政府・ 相手国際機関 (注1)	名 称	援 助 の 目 的 及 び 内 容	贈与の限度額又 は贈与額 (注2)	署名日 署名地 (効力日) (注3)	署 名 者	告示日 告示番号 (注4)
			贈与の供与期限			
キューバ	ハバナ市歴史事務所文化会館視聴覚機材整備計画の贈与に関する日本国政府とキューバ共和国政府との間の交換公文	ハバナ市歴史事務所文化会館視聴覚機材整備計画を実施するために必要な生産物及び役務の購入	75,000千円 H29.12.31まで	H27.2.13 ハバナで (同日)	日本側 佐藤博史在キューバ大使 バ大使側 アントニオ・コ ルイス・カリカルテ・コ ロナ外国貿易・外国投資 大臣代理	H27.2.26 57号

(注1) 国名については、正式名称ではなく一般名称を用いている。
(注2) 贈与の供与期限について定めのないものは、-----と記している。
(注3) 日付については、平成〇年△月□日をH〇.△.□と記している。
(注4) 告示番号は、官報における外務省告示番号をいう。